

平成 29 年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 手をつなぐ福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成 29 年 12 月 21 日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部高齢社会課 事業者管理係 現担当課：鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	理事会の決議を要する内容では、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定等することとなっているが、議事録に決議の内容が記載されていない。については、法定決議事項に準ずること。(法第 45 条の 9 第 10 項、別紙 2 定款例<説明> 3 理事会)	次回から、評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定等をするとともに、議事録に決議の内容を記載する。
2	貴法人の評議員等及び委員会等報酬規程において、規程は設けられているが、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分（常勤・非常勤の区分）や、支給の方法及び支給の形態に関する事項が定められていない。については、省令に基づき、規定すべき事項を追加すること。(施行規則第 2 条の 42)	平成 30 年 3 月 22 日に評議員等及び委員会等報酬規程を改定した。
3	貴法人経理規程第 28 条第 3 項によると、小口現金の限度額は、拠点区分ごとに 5 万円とするとなっているが、かめのパン屋さんの現金確認を行ったところ、50,800 円の合計額となっており限度額を超えている。については、貴法人経理規程に則って処理すること。(貴法人経理規程第 28 条第 3 項)	平成 30 年 3 月 1 日より 50,000 円の限度額に調整した。
4	平成 29 年 4 月 1 日付の福祉の店レインボウ商品販売作業契約が施設長名義で締結されていた。貴法人経理規程第 64 条の規定で、契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをす	平成 30 年度より契約担当者の辞令を交付した。

<p>とができないとなっており、契約担当者が契約締結を行えることは確認できるものの、理事長が契約について職員に委任する場合に必要な委任の範囲を明確に定めているものが確認できなかった。ついては、契約担当者を置く場合は、契約の委任に関する必要事項を規定し、適切に契約を行うこと。(社援施第7号入札契約通知等(1)~(3)、貴法人経理規程第64条)</p>	
---	--